

# クロロカーボン衛生協会通信

## 第13号

2010年4月

塩素系溶剤をお使いの皆様へ

協会通信第13号を配信します。

今月は「平成20年度 PRTR データ」、および各種法律の施行情報です。



1. 平成20年度の PRTR データ(排出量及び移動量)が公表されました。

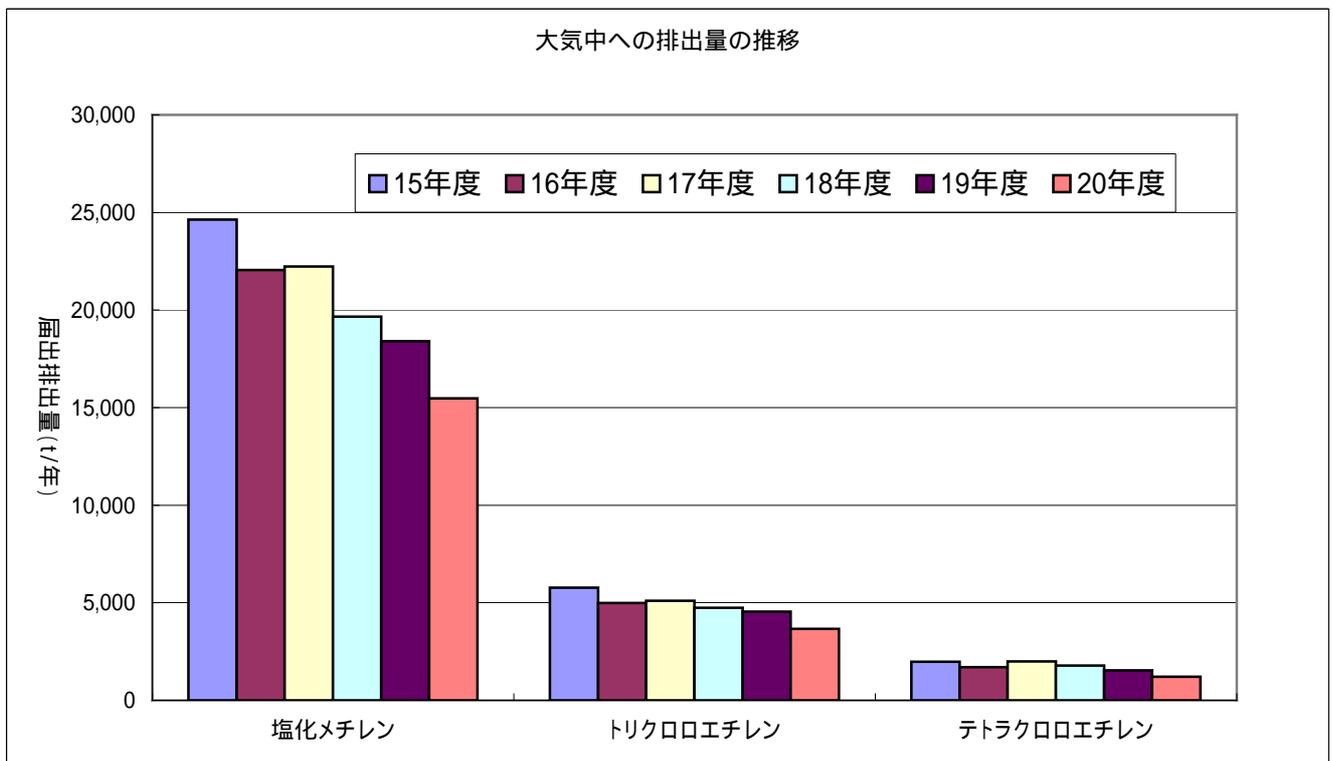
### 1) クロロカーボンの排出量 + 移動量(平成20年度)

物質名	総排出量 順位	大気排出量 (VOC)順位	届出 事業所数	排出量(トン)					移動量(トン)			合計 (トン)
				大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
塩化メチレン	4	3	4,492	15,471	8	0	0	15,479	3	9,880	9,883	25,362
トリクロロエチレン	13	6	3,591	3,665	2	0	0	3,668	0	2,008	2,008	5,675
テトラクロロエチレン	23	11	3,292	1,210	1	0	0	1,211	0	1,044	1,044	2,255

\* 全対象物質は354物質

\* 総排出量の1～3位は、トルエン、キシレン、マンガン及びその化合物。VOCの1、2位は、トルエン、キシレン

### 2) クロロカーボンの大気中への排出量の推移



3つのクロロカーボンの大気への排出量合計は、19年度24.5千トンだったものが、20年度には20.3千トンと、17%減少した。減少量は塩化メチレンが最も多く約3千トン、減少率はテトラクロロエチレンが21%と最も大きかった。

## 平成20年度・業種別・大気排出量(トン)

## 塩化メチレン

	事業所数	排出量(トン)
金属製品製造業	282	2,934
プラスチック製品製造業	98	2,323
木材・木製品製造業	49	1,990
輸送用機械器具製造業	132	1,501
化学工業	239	1,473
電気機械器具製造業	120	917
鉄鋼業	28	611
その他の製造業	25	582
非鉄金属製造業	43	561
一般機械器具製造業	87	528
その他 24業種 計	324	2,049
計	1,628	15,471

## トリクロロエチレン

	事業所数	排出量(トン)
金属製品製造業	269	2,228
輸送用機械器具製造業	35	259
一般機械器具製造業	44	240
電気機械器具製造業	52	235
化学工業	33	136
非鉄金属製造業	22	136
精密機械器具製造業	18	104
鉄鋼業	6	94
その他の製造業	7	55
窯業・土石製品製造業	5	51
その他 13業種 計	38	127
合計	725	3,665

## テトラクロロエチレン

	事業所数	排出量(トン)
金属製品製造業	26	433
洗濯業	70	219
鉄鋼業	15	131
化学工業	37	101
電気機械器具製造業	3	78
非鉄金属製造業	6	54
一般機械器具製造業	11	44
繊維工業	3	36
ゴム製品製造業	4	31
出版・印刷・同関連産業	7	19
		0
その他 13業種 計	39	64
合計	422	1,210

## 3) 平成20年度有害大気汚染物質モニタリングデータ

\* 環境基準等の達成状況(平成19年12月 環境省発表)

物質名	環境基準	モニタリング地点数	超過地点数	平均濃度
塩化メチレン	150 µg/m <sup>3</sup>	397	0 [0]	2.3 [2.3] µg/m <sup>3</sup>
トリクロロエチレン	200 µg/m <sup>3</sup>	399	0 [0]	0.65 [0.76] µg/m <sup>3</sup>
テトラクロロエチレン	200 µg/m <sup>3</sup>	399	0 [0]	0.23 [0.25] µg/m <sup>3</sup>

各年度毎に月1回以上の頻度で1年間にわたって測定を実施した地点におけるデータで、超過地点、平均濃度の[ ]内の値は、平成19年度の数値である。

以上、PRTR データから排出量の減少傾向が続いており、モニタリングデータによっても環境基準を超える場所はなく、しかも環境基準に比べて平均濃度は極めて低レベルにあることがわかります。行政としてもこのクロロカーボンの実績は好ましいとしており、今後もこの2つの指標の推移を見守っていく(これ以上の施策は必要なし)としています。

\* PRTRデータの詳細は、下記のウェブサイトから取得できます。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/6.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html)

## 2. 改正土壌汚染対策法が4月1日から施行されました。

協会通信11, 12号で概要を紹介した改正土壌汚染対策法が4月1日より施行されました。

法律、政省令などの詳細は、下記ウェブサイトで見ることができます。

土壌汚染対策法について(環境省) <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

また、この改正にあわせ各自治体の条例も逐次改訂されていくと予想されます。

例えば東京都は、都環境確保条例に基づく土壌汚染対策指針の改正を同じ4月1日から施行しました。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/dojo/dojyo23.htm>

3. 改正省エネルギー法が4月1日から施行されました。

協会通信第10号で概要を紹介した改正省エネルギー法が4月1日より施行されました。

今回の改正により、工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位でのエネルギー管理に規制体系が変わったのでご注意ください。

法の概要は次を参照ください。 [http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline\\_revision/index.html](http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline_revision/index.html)

=====  
以上、クロロカーボン衛生協会通信 第13号 は、ご参考になったでしょうか？  
内容等について、ご意見、お問い合わせ等がありましたら、下記協会までご連絡ください。



クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル8階

電話:(03)3297-0321 FAX:(03)3297-0316

URL:<http://www.jahcs.org/> E-mail:[y-yamamoto@jahcs.org](mailto:y-yamamoto@jahcs.org)